

財務省告示第三百三十七号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年二月二十七日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年四月九日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合 計	年債利 券付 （国 十庫	”	”	”	年債利 券付 （国 二庫	称国 債の 名
	第 二 百 四 回	六第 回二 百三 十	四第 回二 百三 十	三第 回二 百三 十	二第 回二 百三 十	記 号
一兆 九百 億 円	五 千 億 円	四 百 億 円	百 五 十 億 円	二 億 千 九 百 五 十	八 億 千 三 百 九 十	総額 面金 額の
	銭百 六一 厘 円二 十九	五九 銭十 二厘 円八 十	八九 銭十 九厘 円八 十	三九 銭十 九厘 円九 十	六九 銭十 三厘 円九 十	額当 たり 金額 の買 入 円 格